

平成十九年十二月二十八日受領
答弁第三四二二号

内閣衆質一六八第三四二号

平成十九年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 町村 信孝

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員大串博志君提出整備新幹線の取り扱いにおける並行在来線の経営分離に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大串博志君提出整備新幹線の取り扱いにおける並行在来線の経営分離に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「並行在来線の経営分離」については、整備新幹線の整備に当たり、建設着工する区間の並行在来線について、当該区間の開業時に旅客鉄道株式会社の経営から分離することを指すものと理解している。

二及び三について

平成十九年十二月十六日に、佐賀県、長崎県及び九州旅客鉄道株式会社の間で「三者基本合意」がなされたことについては承知しているが、「三者基本合意による枠組み」の詳細については、三者で現在調整中であり、承知しておらず、お尋ねの点について現時点でお答えすることができない。

四について

お尋ねの点については、「整備新幹線の取扱いについて」（平成十六年十二月十六日政府・与党申合せ）において「並行在来線の経営分離についての沿線地方公共団体の同意」が整備新幹線の着工の基本条

件とされている趣旨を踏まえ、適切に対応してまいりたい。